

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会  
第1回相談支援専門部会 次第

日時 令和元年7月9日(火) 午前10時から  
場所 文京シビックセンター5階 会議室C

- 1 開会挨拶 文京区障害者地域自立支援協議会 副会長 志村健一氏より
- 2 委員自己紹介 【資料第1号】
- 3 部会長及び副部会長の互選 【資料第2号】
- 4 議題
  - (1) 令和元年度自立支援協議会における下命事項等について【資料第3号-1~7】
  - (2) 文京区障害者基幹相談支援センター実績報告【資料第4号】
  - (3) 令和元年度定例会議の運営について【資料第5号-1~2】
  - (4) 区内相談支援体制の現状把握、分析、課題整理について【資料第6号-1~5】
  - (5) その他
- 5 その他 次回日程等

【配付資料】

- |         |  |
|---------|--|
| 資料第1号   | 令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会<br>相談支援専門部会委員名簿  |
| 資料第2号   | 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱                     |
| 資料第3号-1 | 文京区障害者地域自立支援協議会について                    |
| 資料第3号-2 | 文京区障害者地域自立支援協議会の会議運用について               |
| 資料第3号-3 | 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図                    |
| 資料第3号-4 | 令和元年度 障害者地域自立支援協議会 スケジュール              |
| 資料第3号-5 | 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等                  |
| 資料第3号-6 | 令和元年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の<br>下命事項について |
| 資料第3号-7 | 実態調査及び障害者・児計画策定に係る3年間のスケジュール           |
| 資料第4号   | 文京区障害者基幹相談支援センター実績報告                   |
| 資料第5号-1 | 令和元年度 定例会議の進め方について                     |
| 資料第5号-2 | 令和元年度 定例会議 固定メンバー名簿                    |
| 資料第6号-1 | 過去3年間の相談支援専門部会の実施状況について                |
| 資料第6号-2 | 過去3年間で協議された地域課題等のまとめ                   |
| 資料第6号-3 | 区内相談支援に関する文京区地域課題等のまとめ                 |
| 資料第6号-4 | 相談支援専門部会から親会への報告書                      |
| 資料第6号-5 | 障害者総合支援法の相談支援体制について                    |

## 令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 相談支援専門部会委員名簿

役職	名前	所属先・役職	電話番号
副会長	志村 健一	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授	
親会委員	樋口 勝	サポートセンターいちよう 施設長	
親会委員	高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長	
親会委員	佐藤 澄子	知的障害者相談員	
	北原 隆行	文京槐の会はへと・ピア サービス管理責任者	
	安部 優	リアン文京 係長 (相談支援専門員)	
	鈴木 淳	エナジーハウス (相談支援専門員)	
	熊澤 徹	大塚福祉作業所 支援課長(相談支援専門員)	
	田中 弘治	本郷福祉センター 主任(支援員)	
	金子 宏之	指定特定相談支援事業所 ふくろう 室長 (相談支援専門員)	
	関根 義雄	スタジオIL文京 理事	
	本加 美智代	ヘルパーステーションケアワーク東京 主任	
	阿部 智子	訪問看護ステーション けせら 所長	
	井上 倫子	社会福祉協議会地域福祉コーディネーター	
当事者委員	土屋 功子	[難病]	
当事者委員	天野 亨	[視覚障害]	
区委員	渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長	
区委員	岡村 健介	障害福祉課知的障害者支援係長	
区委員	野上 達子	予防対策課保健予防係長	
区委員	高松 泉	保健サービスセンター保健指導係長	

事務局	海老名 大	文京区障害者基幹相談支援センター
	菊池 景子	
	鈴木 聖人	
	宮森 りつ子	

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正
- 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
  - (1) 就労支援専門部会
  - (2) 相談支援専門部会
  - (3) 権利擁護専門部会
  - (4) 障害当事者部会
  - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
  - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
  - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
  - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
  - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
  - (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課
- 14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)



第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

## 文京区障害者地域自立支援協議会について

### 1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会を設置する。

### 2 設置時期

平成20年3月

### 3 協議会の体系

文京区障害者地域自立支援協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会の4部会を設置し、支援体制等の協議を重ねてきたが、令和元年度より新たに地域生活支援専門部会を設置し、5部会となる。

（別紙参照）

### 4 協議会検討事項

- （1）障害者相談支援事業等に関する事。
- （2）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- （3）障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関する事。
- （4）権利擁護の取組に関する事。
- （5）就労等社会生活の支援に関する事。
- （6）その他地域の障害福祉の増進に関し必要事項

### 5 令和元年度スケジュール

別紙参照

### 6 これまでの検討状況

別紙参照

## 文京区障害者地域自立支援協議会の会議運用について

### 1 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

### 2 会議開催の周知

会議の開催は、日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項について、区ホームページ及びツイッターに掲載し周知する。区ホームページについては開催日の1週間前まで、ツイッターについては会議前日までに掲載する。

### 3 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

### 4 傍聴者の遵守事項等

(1) 傍聴者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 傍聴時は、会長(部会長)の指示に従い、静穏に傍聴すること。
- ② 会場内では、発言したり、委員に発言を求めたりしないこと。また、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ③ 貼り紙、ゼッケン、たすき、プラカード及び旗等を用いた示威的行為をしないこと。
- ④ 会議の迷惑になるような行為や行動をしないこと。
- ⑤ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、通話をしないこと。
- ⑥ 傍聴中の飲食及び喫煙をしないこと。
- ⑦ 傍聴中の入退室は止むを得ない場合を除き慎むこと。
- ⑧ 会議の会場内において撮影、録音それに類する行為を行わないこと。
- ⑨ その他、会議の進行を妨げるような行為や行動をしないこと。

(2) 傍聴者が前項の事項を遵守しない場合は、会長(部会長)は会議の円滑な運営を図るために、当該傍聴者の退室を求めることができる。

### 5 会議資料の取扱い

会議資料は、傍聴者に対しても配付する。

### 6 会議記録の取扱い

(1) 障害者地域自立支援協議会(親会)においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。

(2) 各専門部会においては、要点記録方式とする。

(3) 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

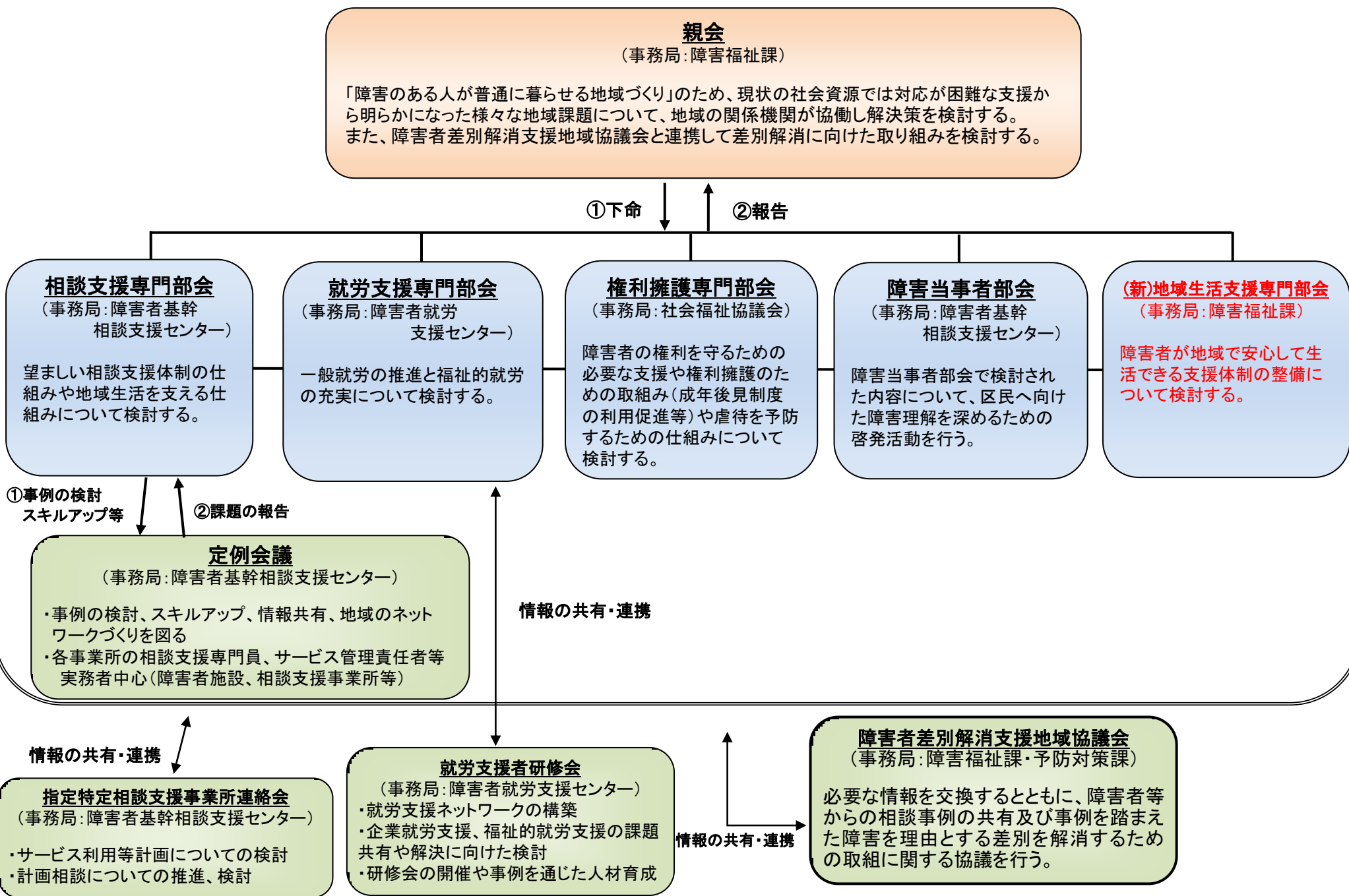
### 7 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

### 8 その他

以上に掲げるもののほか、運営等に関し必要な事項は、文京区障害者地域自立支援協議会において、別に定める。

# 文京区障害者地域自立支援協議会



令和元年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)		第1回 (5/28)					第2回					第3回
相談支援 専門部会			第1回							第2回		
就労支援 専門部会				第1回						第2回		
権利擁護 専門部会			第1回				第2回			第3回		
障害当事者 部会			第1回		第2回		第3回			第4回		
【新】 地域生活 支援専門部会			第1回			第2回			第3回			第4回

※別途、全体会(自立支援協議会委員及び各専門部会員が集まる会)を開催予定(時期未定)

# 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

○本協議会は、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として設置

○委員は、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等から構成

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
親会	委員委嘱 新体制スタート		委員委嘱 新体制スタート(1年任期)
	地域生活支援拠点等の整備に向けた検討	専門部会からの報告に対する検討	
	障害者差別解消に向けた取り組みの検討	障害者・児計画への意見	前期障害者・児計画の評価
相談支援専門部会	区内地域で活動する関係機関等とのネットワークの強化		
	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
	定例会議を継続 スキルアップ、ネットワークの推進		
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
障害当事者部会	障害当事者部会からの情報発信についての検討		
	区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施		

## 令和元年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会の

### 下命事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしている。

これを踏まえ、各部会の下命事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

#### 1 相談支援専門部会（2回）

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

#### 2 就労支援専門部会（2回）

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

#### 3 権利擁護専門部会（3回）

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

これまでに抽出された課題やニーズ等の中から、優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

#### 4 障害当事者部会（4回）

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

#### 5 【新】地域生活支援専門部会（4回）

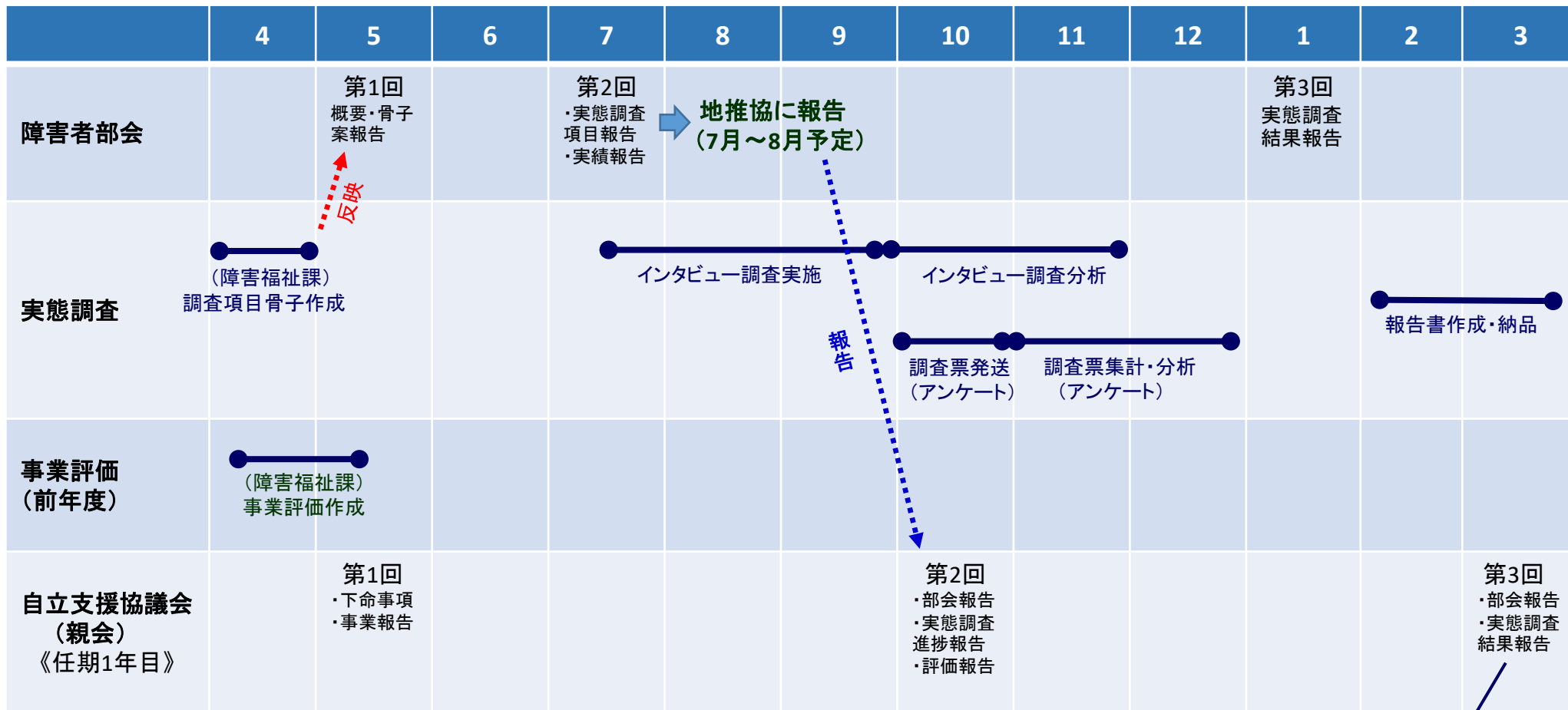
障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

地域生活支援拠点を設置する本富士地区の地域課題への対応について検討する。



# 実態調査及び障害者・児計画策定に係る3年間のスケジュール

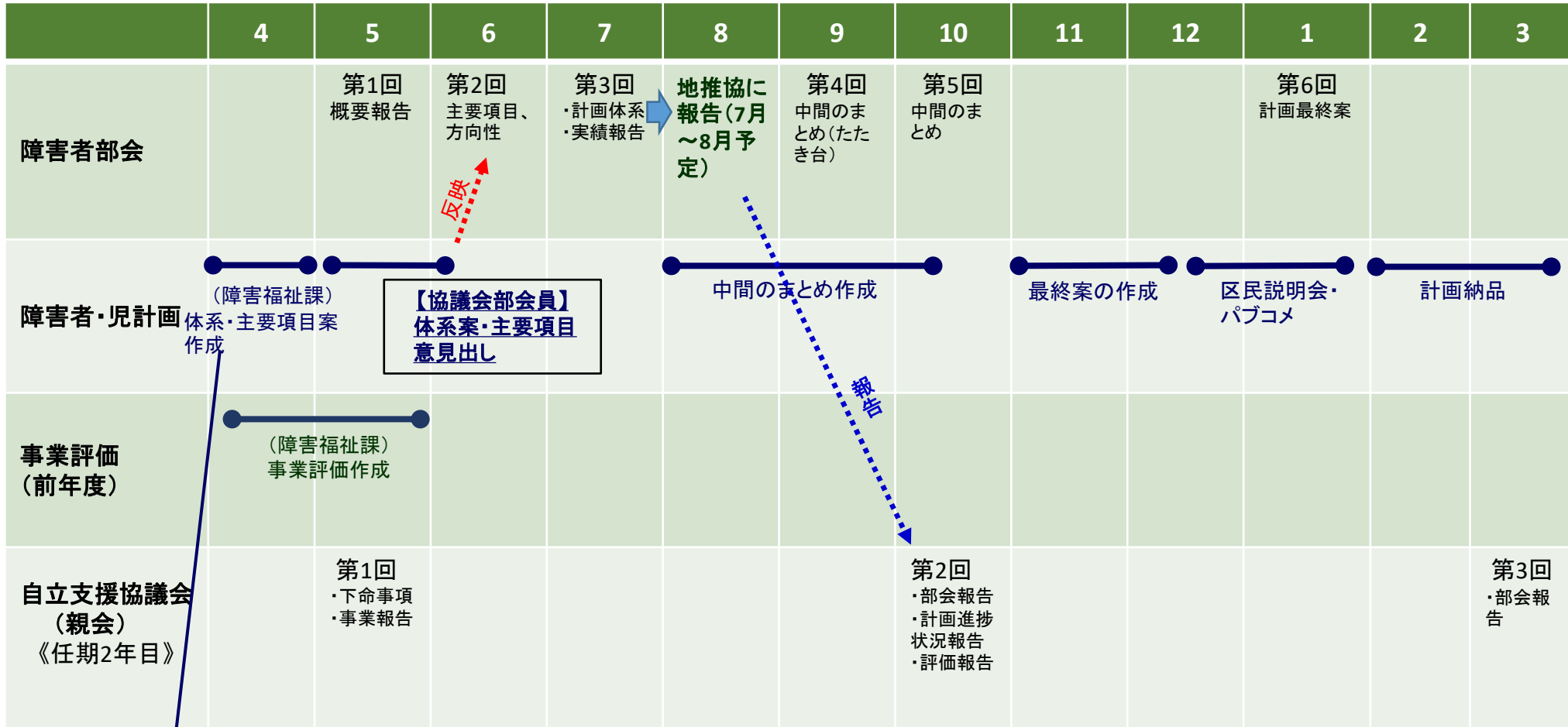
## 【実態調査実施年度】令和元年度(今年度)



※ 別途、『全体会』(自立支援協議会委員及び各専門部会員が集まる会)を開催し、講演会等を実施予定

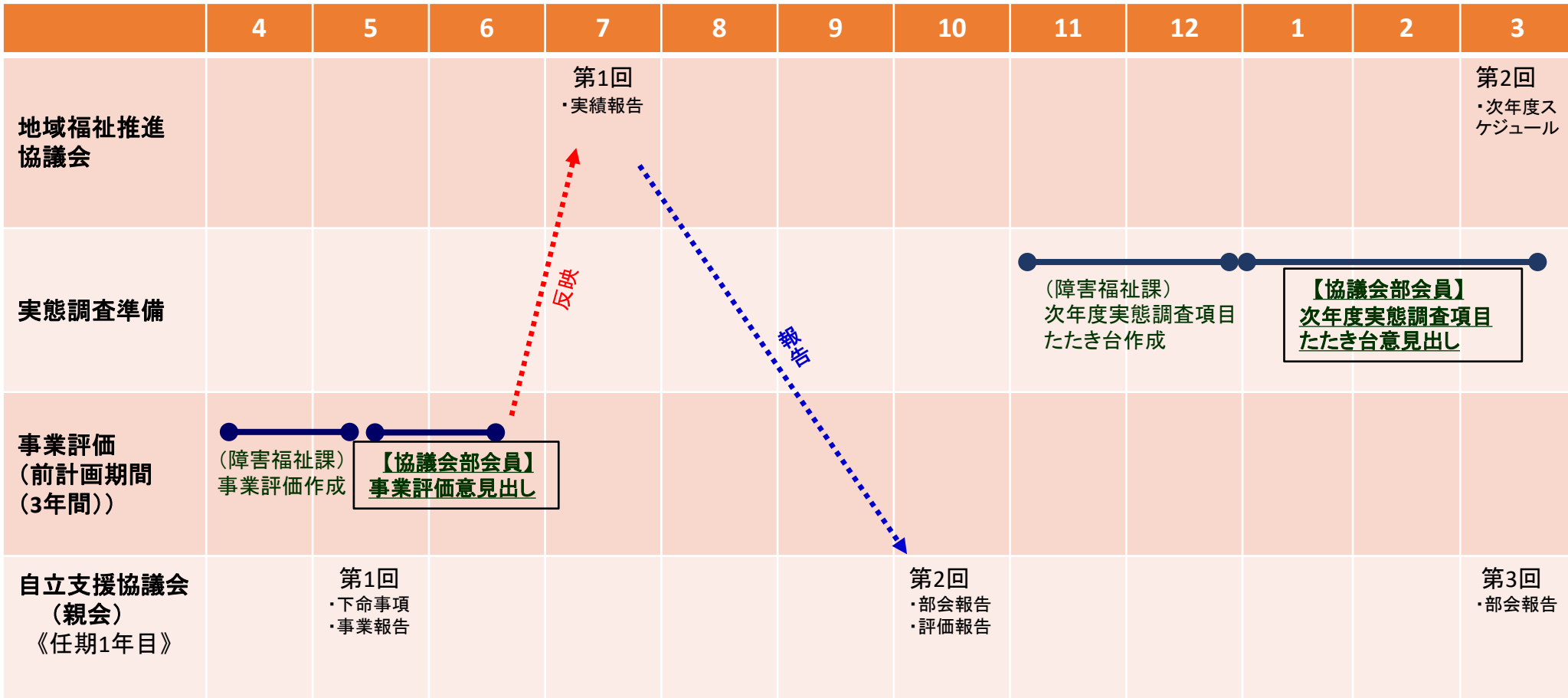
各部会から出た、計画に盛り込む施策案について協議

# 【次期障害者・児計画策定年度】令和2年度(来年度)



前年の自立支援協議会から出た意見を参考に、計画体系・主要項目を作成

**【次期障害者・児計画開始年度】 令和3年度(再来年度) ※障害者部会は設置しない**



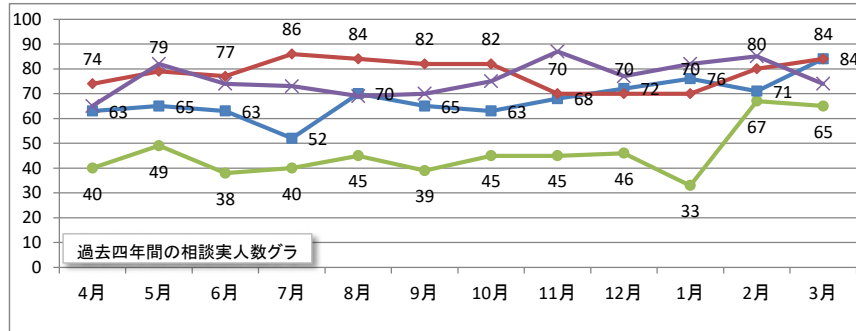
**※ 別途、『全体会』(自立支援協議会委員及び各専門部会員が集まる会)を開催し、講演会等を実施予定**

# 平成30年度 文京区障害者基幹相談支援センター 実績報告

## 1.総合相談支援業務

(1) 相談実人数 H30年度: のべ913人 (H29:938人。前年度比97.33%)

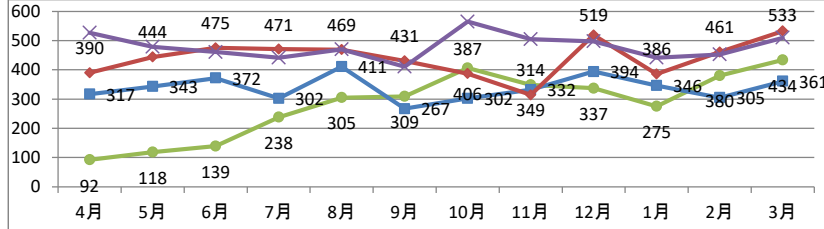
		単位:人												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
相談実人数	27年度	40	49	38	40	45	39	45	45	46	33	67	65	552人	46.00人
	28年度	63	65	63	52	70	65	63	68	72	76	71	84	812人	67.67人
	29年度	74	79	77	86	84	82	82	70	70	70	80	84	938人	78.17人
	30年度	65	82	74	73	69	70	75	87	77	82	85	74	913人	76.08人
上記相談実人数のうち、新規相談者数	27年度	21	20	12	16	14	13	9	16	9	12	20	18	178人	14.83人
	28年度	24	18	16	38	21	13	15	15	17	21	12	10	220人	18.33人
	29年度	14	17	10	26	24	17	22	11	10	12	19	15	197人	16.42人
	30年度	8	14	7	10	9	10	19	15	10	13	16	7	138人	11.50人



・相談実人数は初めて前年度より減。内訳としての新規相談者数は、過去4年間で最低数。周知の課題なのか、対応力の問題なのか、純粋に要支援者が減ったのか、精査が必要。

(2) 総相談件数 H30年度: のべ5,763件 (H29年度 5,280件。前年度比 109.15%)

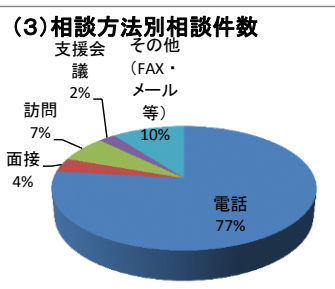
		単位:件												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総相談件数	27年度	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382件	281.83件
	28年度	317	343	372	302	411	267	302	332	394	346	305	361	4,052件	337.67件
	29年度	390	444	475	471	469	431	387	314	519	386	461	533	5,280件	440.00件
	30年度	527	479	461	442	470	411	565	505	498	442	453	510	5,763件	480.25件



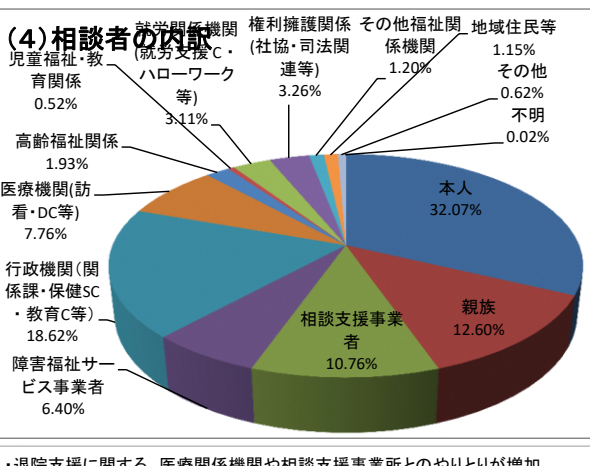
・総相談件数は過去最高。相談実人数と併せて考えると、一人一人の相談回数が増えていることがわかる。これは、困難度が増したから、というよりは、何らかのステップを踏みだし、より丁寧な対応をした結果、と考えられる。

相談方法別相談件数 (件)	30年度		前年度からの増加率		29年度		前年度からの増加率		28年度		前年度からの増加率		27年度		前年度からの増加率	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
電話	4,427	76.82%	4,006	75.87%	3,051	75.30%	2,362	69.84%	2,018	62.12%	1,512	46.21%	1,112	33.88%	812	24.16%
面接	208	3.61%	260	4.92%	282	6.96%	301	8.90%	317	7.82%	343	10.48%	372	11.33%	411	12.51%
訪問	393	6.82%	490	9.28%	381	9.40%	512	15.14%	469	14.31%	431	13.13%	387	11.77%	314	9.55%
支援会議	138	2.39%	130	2.46%	126	3.11%	89	2.63%	126	3.11%	89	2.63%	126	3.11%	89	2.63%
その他(FAX・メール等)	597	10.36%	394	7.46%	212	5.23%	118	3.49%	212	5.23%	118	3.49%	118	3.49%	118	3.49%
合計	5,763	100%	5,280	100%	4,052	100%	3,382	100%	3,382	100%	3,382	100%	3,382	100%	3,382	100%

・電話件数、FAXやメールでのやりとりが増加し、面接や訪問件数は減っている。精神科病院からの退院支援が増えており、関係機関との連絡調整が増えている、と考えられる。

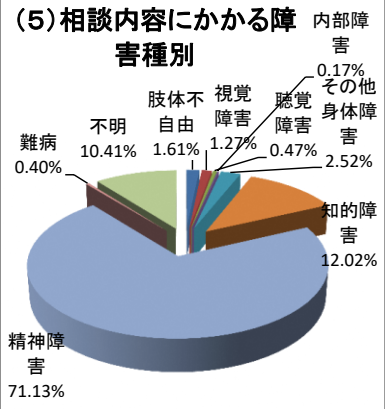


(人)	30年度		29年度		28年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1848	32.07%	1,729	32.75%	1,144	28.23%
親族	726	12.60%	748	14.17%	781	19.27%
相談支援事業者	620	10.76%	379	7.18%	255	6.29%
障害福祉サービス事業者	369	6.40%	315	5.97%	175	4.32%
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	1073	18.62%	1,119	21.19%	771	19.03%
医療機関(訪看・DC等)	447	7.76%	357	6.76%	274	6.76%
高齢福祉関係	111	1.93%	208	3.94%	200	4.94%
児童福祉・教育関係	30	0.52%	38	0.72%	9	0.22%
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	179	3.11%	122	2.31%	105	2.59%
権利擁護関係(社協・司法関連等)	188	3.26%	132	2.50%	204	5.03%
その他福祉関係機関	69	1.20%	27	0.51%	26	0.64%
地域住民等	66	1.15%	24	0.45%	28	0.69%
その他	36	0.62%	76	1.44%	74	1.83%
不明	1	0.02%	6	0.11%	6	0.15%
合計	5,763	100.0%	5,280	100.0%	4,052	100.0%



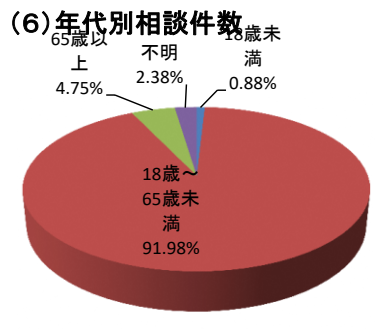
・退院支援に関する、医療関係機関や相談支援事業者とのやりとりが増加。

(5) 相談内容にかかる障害種別 (件)	30年度		29年度		28年度		27年度	
	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率
肢体不自由	93	1.61%	95	1.80%	85	2.10%	173	5.12%
視覚障害	73	1.27%	152	2.88%	123	3.04%	300	8.87%
聴覚障害	27	0.47%	8	0.15%	62	1.53%	210	6.21%
内部障害	10	0.17%	178	3.37%	67	1.65%	31	0.92%
その他身体障害	145	2.52%	95	1.80%	87	2.15%	11	0.33%
知的障害	693	12.02%	602	11.40%	350	8.64%	377	11.15%
精神障害	4099	71.13%	3,804	72.05%	3,053	75.35%	2,130	62.98%
難病	23	0.40%	45	0.85%	19	0.47%	30	0.89%
不明	600	10.41%	301	5.70%	206	5.08%	120	3.55%
合計	5,763	100%	5,280	100%	4,052	100%	3,382	100%

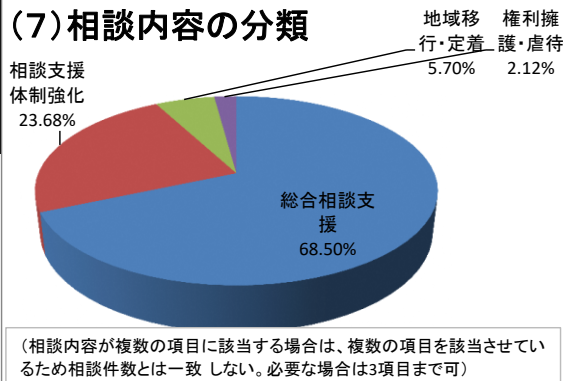


・相変わらず精神障害者の割合が多い。件数は、27年度の倍近くまで膨れあがっている。

(6) 年代別相談件数 (件)	30年度	29年度	28年度	27年度
18歳未満	51	99	100	93
18歳～65歳未満	5301	4,545	3,346	2,912
65歳以上	274	561	579	367
不明	137	75	27	10
合計	5,763	5,280	4,052	3,382

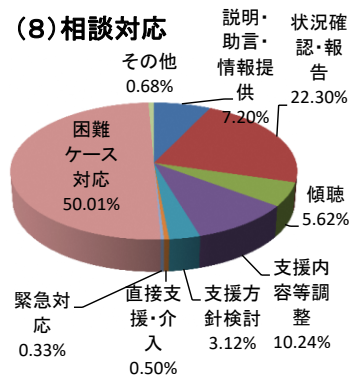


(7) 相談内容の分類 (件)	30年度	29年度	28年度	27年度
総合相談支援	8,438	7,401	5,526	4,424
相談支援体制強化	2,917	2,702	2,259	1,231
地域移行・定着	702	535	186	368
権利擁護・虐待	261	125	234	163
合計	12,318	10,763	8,205	6,186



・地域移行・定着は着実に増えてきている。  
・権利擁護に関する動きが増え、社協権利擁護センターや補助人・補

(8) 相談対応 (件)	30年度		29年度		28年度		27年度	
	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率
説明・助言・情報提供	415	7.20%	467	8.84%	409	10.09%	432	12.77%
状況確認・報告	1285	22.30%	888	16.82%	838	20.68%	879	25.99%
傾聴	324	5.62%	315	5.97%	150	3.70%	111	3.28%
支援内容等調整	590	10.24%	525	9.94%	589	14.54%	309	9.14%
支援方針検討	180	3.12%	150	2.84%	183	4.52%	156	4.61%
直接支援・介入	29	0.50%	36	0.68%	68	1.68%	63	1.86%
緊急対応	19	0.33%	82	1.55%	57	1.41%	35	1.03%
困難ケース対応	2882	50.01%	2,773	52.52%	1,708	42.15%	1,387	41.01%
その他	39	0.68%	44	0.83%	50	1.23%	10	0.30%
合計	5,763	100%	5,280	100%	4,052	100%	3,382	100%



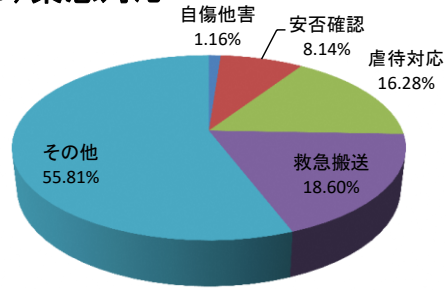
・困難ケース対応件数の伸び率は落ち着いてはきた。

(9) 緊急対応・困難ケースの対応

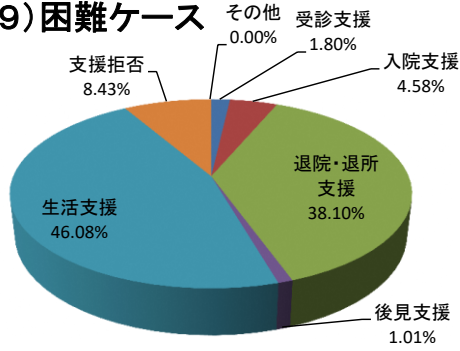
		(件)			
		30年度	29年度	28年度	27年度
緊急対応	自傷他害	0	1	2	4
	安否確認	1	7	7	27
	虐待対応	7	14	36	1
	救急搬送	7	16	5	6
	その他	4	48	14	2
計		19	86	64	40

・「緊急」に関しては、一番穏やかな1年だった

(9) 緊急対応



(9) 困難ケース



※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

- ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
- イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
- ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返し説明や支援が必要で時間を要した場合
- エ 受診、入院又は施設等への入退所に向けて家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
- オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
- カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
- キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等

	30年度	29年度	28年度	27年度
出席会議	123	121	116	147
支援会議開催	21	35	28	30
支援会議参加	117	95	98	59
参加研修	65	52	69	73
出張講座	1	1	1	5
基幹周知活動	8	15	23	44
ピアサポート	38			

- ※ 児童青少年課主催研修講師(発達障害の理解)
- ※ 主に事業見学対応。
- ※ 実績報告別紙「30年度ピアサポート(結果)」参照

## 令和元年度定例会議の進め方について

### 1 概要

#### (1) 目的

- ・地域の相談支援ネットワークの強化、研修機能、地域の足りない資源を吸い上げて課題を相談支援専門部会へ提言していく。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図る。
- ・事例について、問題解決に寄与できるよう議論を深めていく。
- ・事例や会議内容から出てくる課題についても、一定の整理ができるようにする。

#### (2) 開催方法

- ・相談支援を行っている事例を中心に、事例検討を行う。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図るという目的に合致する内容で実施をする。
- ・固定のメンバーを選出する。呼びかけの対象は地域自立支援協議会の関係する事業所（自立支援協議会から退任した場合も含む）とサービス等利用計画を作成している事業所とし、各事業所から固定のメンバーを出してもらい、原則として固定の委員が出席する。

##### <対象事業所> 計24名

文京地域生活支援センターあかり・エナジーハウス・東京カリタスの家（成人・児童）・本郷の森東大DH・文京槐の会・相談支援事業所ふくろう・工房わかざり・本郷福祉センター  
大塚福祉作業所・小石川福祉作業所・リアン文京・文京区教育センター・トチギ介護サービス  
文京区社会福祉協議会・スタジオIL文京・リバーサル・富坂子どもの家・ケアワーク東京  
訪問看護ステーションけせら・だんござかハウス・相談支援事業所リリーフ・タオ

- ・貴重な学びの機会であるため、各事業所から、他の職員が傍聴参加することも認める。（個人情報への留意については「留意点」参照）
- ・原則の参加者は上記の通りだが、会議の内容及び目的によっては上記以外にも参加を認める。
- ・自立支援協議会の各専門部会に参加している当事者委員にも案内を出し、意見の共有が図れる機会を作る。
- ・定例会議には、スーパーバイズのできる方に参加して頂く（自立支援協議会会長及び副会長、障害福祉課長など）。またスーパーバイズのより一層の充実を図るため、各回のテーマによっては、区内事業所の施設長クラスの方への参加の呼びかけを行う。
- ・相談支援専門部会の部会長・副部会長にも参加してもらい部会と定例会議の連動を図る。
- ・オブザーバーとして保健サービスセンターの保健師、障害福祉課の各福祉司にも参加して頂く。
- ・相談支援専門部会委員は、希望により参加可能。

### (3) 開催内容案

令和元年度リーダー会議での意見内容【年間のテーマ】

①当事者家族への支援について

②地域での孤立化を防ぐため大事なことは

地域共生社会の実現について、地域生活支援拠点等整備の制度も加味した内容を実施事例検討を実施する場合は、好事例も含めて検討をしていく

テーマ例：

①障害者の高齢化に向けた支援について

②終末期を意識した支援について

③親なき後の支援について

④医療と福祉の連携 等

### 進め方

- ・会議開催時間は2時間を上限とする。
- ・会議内容により、都度進め方が変わるため、開催案内にて記載する。

## 2 定例会議の運営について

### (1) 運営方法

○参加する事業所で3つの事務局グループを作る。

○グループで1回の定例会議を担当し、会議内容の企画、検討と会議の運営（事例の決定、通知、当日の進行、司会（ファシリテーター）、記録の整理など）を行う。

○各グループは会議の運営を検討するため、開催日事前に集まり運営方法を話し合う。

（グループ構成） ◎はリーダー、○はサブリーダー

A ◎リアン文京、○富坂子どもの家、文京地域生活支援センターあかり、本郷福祉センター(若駒の里)、工房わかぎり、東大DH、トチギ介護サービス、だんござかハウス

B ◎カリタス翼、○銀杏企画三丁目、リバーサル、大塚福祉作業所、文京槐の会、文京区社会福祉協議会、ケアワーク東京、相談支援事業所リリーフ

C ◎訪問看護ステーションけせら、○小石川福祉作業所、相談支援事業所ふくろう、スタジオIL文京、エナジーハウス、文京区教育センター、みんなの部屋、タオ

### (2) 開催日程

○原則として、年3回開催とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			A			B			C		

※アルファベットのグループが、運営や会議内容の企画検討などを行う。

## 3 留意点

◎個人情報については、相当な留意が必要である。

事例は匿名とし、資料は終了後に回収する。

可能な限り、本人に事例検討を行うことの許可を得る。

守秘義務について参加職員の十分な認識が必要である。名簿に守秘義務についても記載し、出欠確認と合わせて記名をお願いする。

○必要に応じて録音することがあるが、会議のまとめを作成するためのみに使用する。



## 令和元年度定例会議名簿

グループ	No	出席者(敬称略)	名称	役割	連絡先アドレス
A	1	安部 優	リアン文京	リーダー	
	2	勝間田 万喜	富坂子どもの家	サブ リーダー	
	3	黒澤 由枝	地域生活支援センターあかり		
	4	田中 弘治	本郷福祉センター(若駒の里)		
	5	山中 英二	工房わかざり		
	6	森田 健太郎	東京大学医学部デイホスピタル		
	7	立花 和世	トチギ介護サービス		
	8	豊島 竜哉	だんござかハウス		
B	9	向井 崇	カリタス翼	リーダー	
	10	藤松 由華	銀杏企画三丁目	サブ リーダー	
	11	中村 澄子	リバーサル		
	12	熊澤 徹	大塚福祉作業所		
	13	高谷 通代	文京槐の会		
	14	宮野 友理奈	文京区社会福祉協議会		
	15	本加 美智代	ヘルパーステーション ケアワーク東京		
	16	小門 修吾	リリーフ		
C	17	阿部 智子	訪問看護ステーションけせら	リーダー	
	18	中川 正人	小石川福祉作業所	サブ リーダー	
	19	金子 宏之	指定特定相談支援事業 ふくろう		
	20	関根 義雄	スタジオIL文京		
	21	駒津 光	エナジーハウス		
	22	武田 瑞穂	文京区教育センター		
	23	江川 葉子	東京カリタスの家 地域活動支援センター みんなの部屋		
	24	河野 知道	タオ		
スーパー バイザー	1	高山 直樹	東洋大学 教授	会長	
	2	志村 健一	東洋大学 教授	副会長	
	3	畑中 貴史	文京区障害福祉課 課長		
相談支援 専門部会	1	樋口 勝	サポートセンターいちよう	部会長	
	2	北原 隆行	は〜と・ピア	副部会長	
オブ ザーバー	1	高松 泉	保健サービスセンター		
	2	岡村 健介	障害福祉課		
事務局	1	海老名 大	文京区障害者基幹相談支援センター		
	2	菊池 景子			
	3	鈴木 聖人			

## 過去3年間の相談支援専門部会の実施状況について

	第1回	第2回	第3回
平成二十八年度	平成28年6月15日 ①相談支援専門部会について意見交換 ②定例会議の運営について ③基幹相談支援センターの事業報告及び事業計画	平成28年10月6日 ①本人・家族の高齢化に伴う課題について意見交換 ～身近な事例を通して～ ②指定特定相談支援事業所連絡会からの報告	平成29年2月15日 ①定例会議の報告 ②地域コミュニティ、地域資源を活かした障害のある方々の「住まい方」について ③今年度相談支援専門部会のまとめ・親会への報告事項について
平成二十九年度	平成29年6月7日 ①区内相談支援体制の現状や課題について意見交換 ②障害者基幹相談支援センターの事業報告・事業計画	平成29年10月10日 ①定例会議の報告及び意見交換 ②地域コミュニティの活動拠点について～支えあえるまちづくり～	平成30年1月30日 ①東洋大学大学院（志村ゼミ）共催ソーシャルワーク学集会での居住福祉の事例報告 ②定例会議の報告 ③文京区の障害者相談支援の今後について～文京区地域福祉保健計画（平成30年度～平成32年度）より～ ④相談支援専門部会『今年度のまとめ』及び『次年度に検討したいテーマ』について ⑤指定特相談支援事業所連絡会から今年度の活動報告
平成三十年度	平成30年6月14日 ①下命事項について ②基幹相談支援センター実績報告 ③自立支援協議会における障害者(児)計画の評価について ④定例会議の運営について	平成30年10月16日 ①地域生活支援拠点整備事業等について ②指定特定相談支援事業所連絡会からの報告 ③定例会議の報告  ※事後アンケート実施	平成31年2月5日 ①区内計画相談支援の実情と課題について ②ぶんきょう計画相談調査ワーキンググループ調査結果について ③指定特定相談支援事業所連絡会年間活動報告 ④定例会議まとめ  ※事後アンケート実施

※平成30年度第2回相談支援専門部会から、部会内での議論を補完することを目的として、部会開催後の「事後アンケート」実施した。

## 過去 3 年間の相談支援専門部会の実施状況について

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 回	平成 28 年 6 月 15 日 ①相談支援専門部会について意見交換、 ②定例会議の運営について、 ③基幹相談支援センターの事業報告及び事業計画	平成 29 年 6 月 7 日 ①区内相談支援体制の現状や課題について意見交換、 ②障害者基幹相談支援センターの事業報告・事業計画	平成 30 年 6 月 14 日 ①下命事項について、 ②基幹相談支援センター実績報告、 ③自立支援協議会における障害者(児)計画の評価について、 ④定例会議の運営について
第 2 回	平成 28 年 10 月 6 日 ①本人・家族の高齢化に伴う課題について意見交換 ～身近な事例を通して～、 ②指定特定相談支援事業所連絡会からの報告	平成 29 年 10 月 10 日 ①定例会議の報告及び意見交換、 ②地域コミュニティの活動拠点について～支えあえるまちづくり～	平成 30 年 10 月 16 日 ①地域生活支援拠点整備事業等について、 ②指定特定相談支援事業所連絡会からの報告、 ③定例会議の報告
			事後アンケートまとめ
第 3 回	平成 29 年 2 月 15 日 ①定例会議の報告 ②地域コミュニティ、地域資源を活かした障害のある方々の「住まい方」について ③今年度相談支援専門部会のまとめ・親会への報告事項について	平成 30 年 1 月 30 日 ①東洋大学大学院(志村ゼミ)共催ソーシャルワーク学集会での居住福祉の事例報告 ②定例会議の報告、 ③文京区の障害者相談支援の今後について～文京区地域福祉保健計画(平成 30 年度～平成 32 年度)より～、 ④相談支援専門部会『今年度のまとめ』及び『次年度に検討したいテーマ』について、 ⑤指定特相談支援事業所連絡会から今年度の活動報告	平成 31 年 2 月 5 日 ①区内計画相談支援の実情と課題について、 ②ぶんきょう計画相談調査ワーキンググループ調査結果について、 ③指定特定相談支援事業所連絡会年間活動報告、 ④定例会議まとめ
			事後アンケートまとめ

※平成 30 年度第 2 回相談支援専門部会から、部会内での議論を補完することを目的として、部会開催後の「事後アンケート」実施した。

過去3年間の相談支援専門部会の実施状況について

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第1回	平成28年6月15日 ①相談支援専門部会について意見交換、 ②定例会議の運営について、 ③基幹相談支援センターの事業報告及び事業計画	平成29年6月7日 ①区内相談支援体制の現状や課題について意見交換、 ②障害者基幹相談支援センターの事業報告・事業計画	平成30年6月14日 ①下命事項について、 ②基幹相談支援センター実績報告、 ③自立支援協議会における障害者(児)計画の評価について、 ④定例会議の運営について
第2回	平成28年10月6日 ①本人・家族の高齢化に伴う課題について意見交換～身近な事例を通して～、 ②指定特定相談支援事業所連絡会からの報告	平成29年10月10日 ①定例会議の報告及び意見交換、 ②地域コミュニティの活動拠点について～支えあえるまちづくり～	平成30年10月16日 ①地域生活支援拠点整備事業等について、 ②指定特定相談支援事業所連絡会からの報告、 ③定例会議の報告
			事後アンケートまとめ
第3回	平成29年2月15日 ①定例会議の報告 ②地域コミュニティ、地域資源を活かした障害のある方々の「住まい方」について ③今年度相談支援専門部会のまとめ・親会への報告事項について	平成30年1月30日 ①東洋大学大学院(志村ゼミ)共催ソーシャルワーク学集會での居住福祉の事例報告 ②定例会議の報告、 ③文京区の障害者相談支援の今後について～文京区地域福祉保健計画(平成30年度～平成32年度)より～、 ④相談支援専門部会『今年度のまとめ』及び『次年度に検討したいテーマ』について、 ⑤指定特相談支援事業所連絡会から今年度の活動報告	平成31年2月5日 ①区内計画相談支援の実情と課題について、 ②ぶんきょう計画相談調査ワーキンググループ調査結果について、 ③指定特定相談支援事業所連絡会年間活動報告、 ④定例会議まとめ
			事後アンケートまとめ

※平成30年度第2回相談支援専門部会から、部会内での議論を補完することを目的として、部会開催後の「事後アンケート」実施した。

## 過去 3 年間で協議された地域課題等のまとめ（相談支援専門部会）

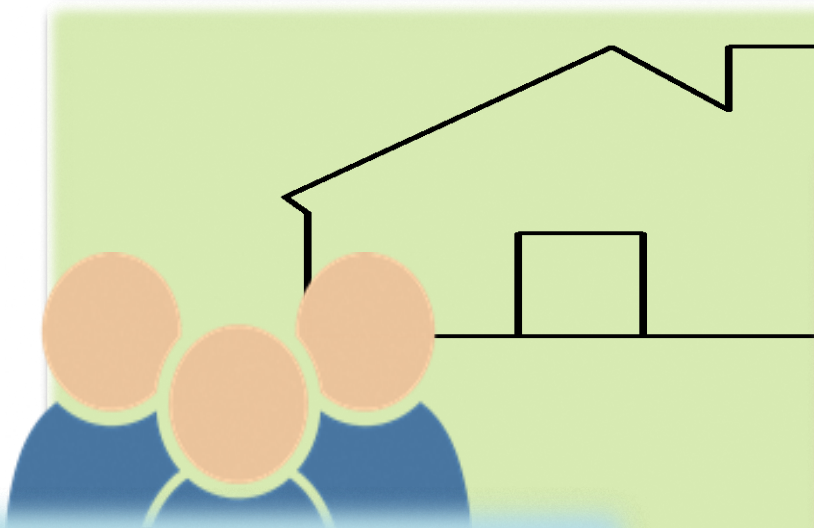
平成二十八年度	第一回	○今後の相談支援専門部会の在り方についての意見をマインドマップの手法で可視化した。 ①サービスの不足、②住まいの問題、③本人、家族の高齢化の3つが大きな課題。
	第二回	○本人・家族の高齢化に伴う課題について ・障害者の居場所づくり。 ・住まいの確保の難しさ。在宅サポートの難しさ。 ・親離れ子離れの難しさ。 ・法制度の枠組みを超えた取り組み。 ・生き方、住まい方の選択肢が狭い。 ・様々なサービスや機会や場に、本人家族をつなげる支援。アウトリーチの取り組み。
	第三回	○地域コミュニティ、地域資源を活かした障害のある方々の「住まい方」について ・家賃の高さが課題。 ・区内に公共の住宅数が少ない。 ・広大な土地の中に老朽化した家。 ・近隣との関係のまずさ。 ・キーパーソンがない。 ・親族はいるが相続が発生し複雑になる。 ・生まれ育ち住み慣れたところで、最後まで住みたい。考え方を変えていく必要がある。
平成二十九年度	第一回	○区内の相談支援体制について ・マンパワー不足と運営上の課題。 ・住民による目配り・気配りができる地域づくり。 ・家族（世帯）支援のあり方。 ・関係作りの難しさ。 ・新たなサービスや給付サービスの柔軟な活用。
	第二回	○定例会議の報告と意見交換。 ①相談支援体制の脆弱性 ②家族、世帯全体への支援 ③日中活動支援に繋がらない方への生活支援。 ④行き場所、居場所の確保と継続した支援。 ⑤医療との連携強化。 ⑥医療ケアが必要な障害者・児のサポート。 ⑦地域住民を含めた地域福祉力を高めるような活動。 ⑧人材育成の課題とマンパワー不足。 ○地域コミュニティについて ・専門職だけの支援に行き詰りと限界がある。 ・地域住民の協力が必要不可欠。
	第三回	○東洋大学大学院（志村ゼミ）と共催したソーシャルワーク「学集会」 障害のある方が“地域を支える一人”として地域になじむことを目指す“地域住民が参画できるシェアハウス”というアイデアが生まれた。 ○今年度の協議のまとめ。 ・各部会の中に当事者をもっと入れてほしい。 ・本部会のテーマは多岐に渡っている。
平成三十年度	第一回	○計画相談支援と総合相談支援体制について ・報酬が低い。 ・計画相談のメリットの説明が難しい。 ・制度の周知が課題。 ・計画相談には一緒に考え連携できるというメリットがある。 ・障害福祉サービスの相談支援専門員がどのような立場で入っているかがわからない。 ・相談支援の担い手を増やす必要がある。 ・障害福祉サービス全体の人手不足。 ○第4期障害者(児)計画の成果について ①絶対的な相談員の不足、さらにその先の受け皿の不足。 ②計画相談のメリットの理解不足。 ③制度そのものが知られていない。

<p>第二回</p>	<p>○地域生活支援拠点等整備事業についての意見交換。</p> <p>①相談機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターだけでは解決できない。 ・計画相談に引き継げない。</li> <li>・身体・知的の事業所が関わらないことに疑問。</li> <li>・報酬や人材増・育成を含め、行政側の協力無しに相談支援体制は成り立たない。</li> </ul> <p>②緊急時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉が担える「緊急時対応」をどう示していくか。 ・システム作りの検討。</li> </ul> <p>③体験の機会と場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験後の支援・場がない。</li> </ul> <p>④人材確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応職員の力量に頼っており、オーバーワークになっている。</li> </ul> <p>⑤地域の体制作り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの確保と住まい方の支援が必要。住宅物件の確保が難しい。</li> <li>・「こまじいのうち」のような多機能な居場所が区内に10か所程度必要。</li> </ul>
<p>第三回</p>	<p>○区内の計画相談支援の実情と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画作成達成率は都内でも低達成率。</li> <li>・新規利用者を積極的に受けられる余力はなく、すでに頭打ちの状況。</li> <li>・報酬単価が低く採算が取れない事業。 ・今後の人材育成という面でも課題がある。</li> <li>・専任常勤1名分の人件費の捻出も危うく、非常勤職員分はすべて法人の持ち出し。</li> <li>・基本相談支援の部分で負担感を感じている。 ・計画作成に至るまでの関係作りも重要。</li> <li>・直接支援以外に掛かってしまう労力（移動や日程調整など）もかなりある。</li> <li>・保健師の多忙さも課題。</li> <li>・移動支援事業所の空きがなく、特に新規で利用希望の場合は調整に苦慮。</li> <li>・基本相談の後ろ盾がないと運営的に厳しい。</li> <li>・利用者は毎年増えていく見通し。計画相談支援が増えれば体制的に厳しい状況。</li> <li>・サービス提供者（介護保険）と相談支援専門員の兼務が出来ない。</li> <li>・介護支援専門員は兼務出来るが、居宅支援の件数を減らす必要性も出てくる。</li> <li>・精神障害者への居宅介護支援の依頼が非常に多く、新規依頼の9割近くを占めている。</li> <li>・現状このような苦しい状況では、事業所や相談員が減ってしまう可能性もある。</li> <li>・上記の課題はすでに数年前から上がっており、親会にも何度となく報告をしている。</li> <li>・相談支援事業を行う、法人・事業所・相談員が疲弊をしている状況。</li> <li>・官民協働で具体的な方策を喫緊に実行していく必要性。</li> </ul>

## 文京区地域課題のまとめ（相談支援専門部会）

### 地域課題解決のために必要なこと

- ・法制度の枠組みを超えた取り組み。
- ・アウトリーチ
- ・地域福祉力の向上
- ・新たなサービスや給付サービスの柔軟な活用。
- ・協議会への当事者参加
- ・“地域住民が参画できるシェアハウス”
- ・生まれ育った地域で生き続けられる取り組み
- ・“地域を支える一人”として地域になじむ取り組み
- ・住民による目配りや気配りができる地域づくり。
- ・医療との連携強化。
- ・場や機会につなげる支援
- ・医療ケアが必要な障害者・児のサポート。



### 本人や家族の現状

高齢化 共依存 キーパーソン不在  
相続などによる関係不和

### 生活環境課題

#### ハード面

住まい方の選択肢が狭い  
家賃が高い 公共住宅が少ない  
家の老朽化

#### ソフト面

居場所・日中活動がない  
ご近所との関係のあり方  
生き方の選択肢が狭い

### 計画相談支援の現状

- ・マンパワー不足と運営上の課題。
- ・支援関係作りの難しさ。
- ・報酬が低い。
- ・一緒に考え連携できるメリットの説明が難しい。
- ・制度の周知が不十分で、相談支援専門員がどんな立場かわからない。

### 福祉サービス全体の現状

- ・地域住民の協力が必要不可欠。
- ・専門職だけの支援に行き詰りと限界。
- ・障害福祉サービス全体の人手不足。



## 地域生活支援拠点等整備事業について

### ①相談機能

- ・コーディネーターだけでは解決できない。
- ・計画相談に引き継げない。
- ・身体・知的の事業所が関わらないことに疑問。
- ・報酬や人材増・育成を含め、行政側の協力無しに相談支援体制は成り立たない。

### ②緊急時対応

- ・福祉が担える「緊急時対応」をどう示していくか。
- ・システム作りの検討。

### ③体験の機会と場

- ・体験後の支援・場がない。

### ④人材確保と育成

- ・対応職員の力量に頼っており、オーバーワークになっている。

### ⑤地域の体制作り

- ・住まいの確保と住まい方の支援が必要。住宅物件の確保が難しい。
- ・「こまじいのうち」のような多機能な居場所が区内に10か所程度必要。

## 区内の計画相談支援の実情と課題について

- ・サービス等利用計画作成達成率は都内でも低達成率。
- ・新規利用者を積極的に受けられる余力はなく、すでに頭打ちの状況。
- ・報酬単価が低く採算が取れない事業。
- ・今後の人材育成という面でも課題がある。
- ・専任常勤1名分の人件費の捻出も危うく、非常勤職員分はすべて法人の持ち出し。
- ・基本相談支援の部分で負担感を感じている。
- ・計画作成に至るまでの関係作りも重要。
- ・直接支援以外に掛かってしまう労力（移動や日程調整など）もかなりある。
- ・保健師の多忙さも課題。
- ・移動支援事業所の空きがなく、特に新規で利用希望の場合は調整に苦慮。
- ・基本相談の後ろ盾がないと運営的に厳しい。
- ・利用者は毎年増えていく見通し。計画相談支援が増えれば体制的に厳しい状況。
- ・サービス提供者（介護保険）と相談支援専門員の兼務が出来ない。
- ・介護支援専門員は兼務出来るが、居宅支援の件数を減らす必要性も出てくる。
- ・精神障害者への居宅介護支援の依頼が非常に多く、新規依頼の9割近くを占めている。
- ・現状このような苦しい状況では、事業所や相談員が減ってしまう可能性もある。
- ・上記の課題はすでに数年前から上がっており、親会にも何度となく報告をしている。
- ・相談支援事業を行う、法人・事業所・相談員が疲弊をしている状況。
- ・官民協働で具体的な方策を喫緊に実行していく必要がある。



## 文京区障害者地域自立支援協議会相談支援専門部会報告書

### 1 現状把握

【例】本人も家族も高齢化し福祉サービスを利用する必要性が高まっているが、適切な判断や意思決定が難しくサービスにつながらないまま孤立化している。さらに…

### 2 現状分析

【例】サービス利用までの手続きをサポートする体制が十分でない。例えば相談支援専門員によるアウトリーチ活動などが十分にできていない。その背景には…

### 3 課題

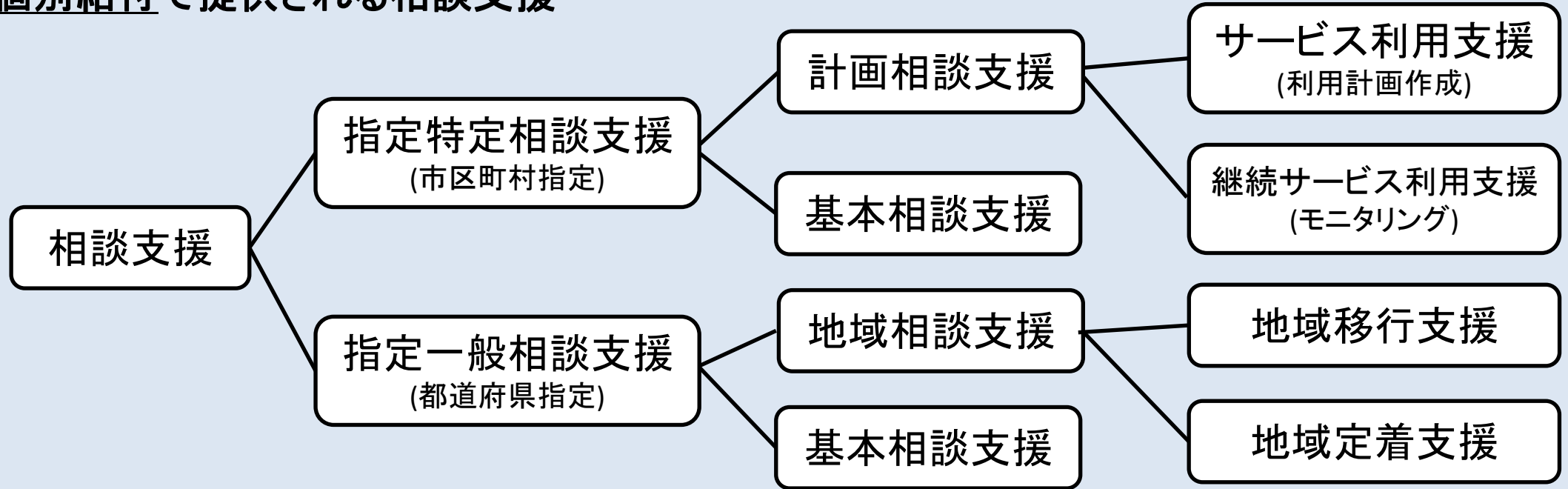
### 4 課題の具体的解決策の検討(実現性、優先度、得られる効果等から検討を行う)

### 5 課題の具体的解決策の提案

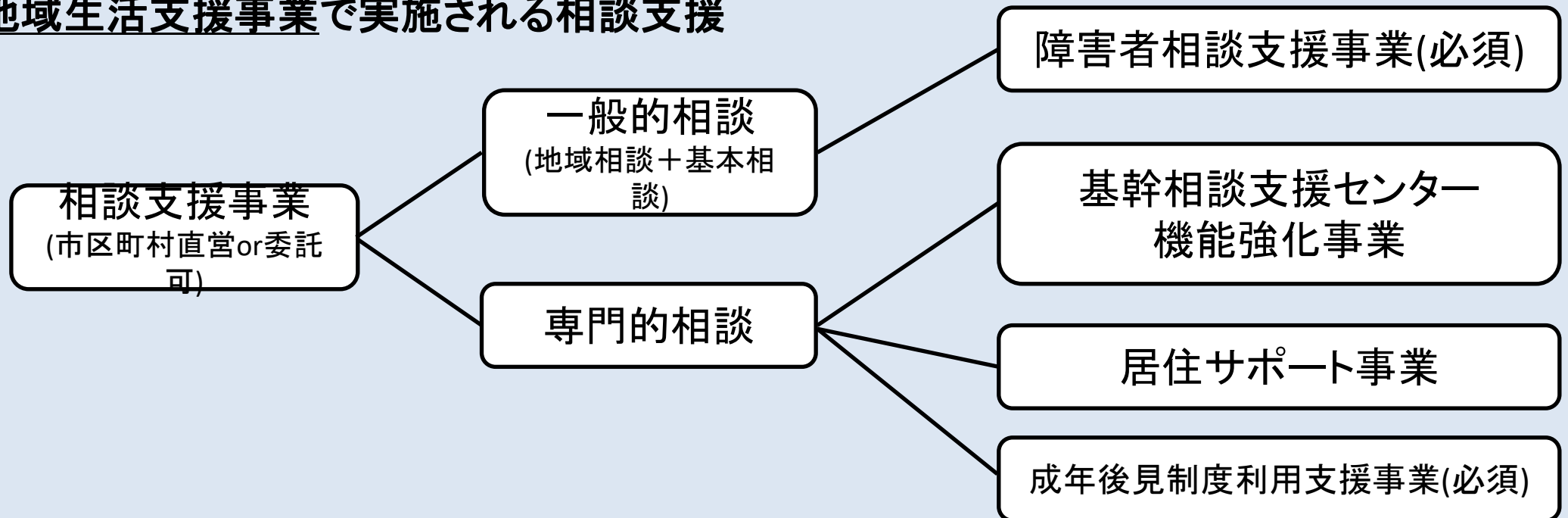
# 障害者総合支援法の 相談支援体制について

文京区障害者基幹相談支援センター

## 個別給付で提供される相談支援



## 地域生活支援事業で実施される相談支援





4月から

現行

### 市町村

指定相談支援事業者  
に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村による相談支援事業

# 相談支援事業者

## 一般的な相談支援(市町村委託)

- 福祉サービス利用・情報提供等の相談援助
- 社会生活全般にかかる相談・支援
- 権利擁護のための支援
- 関係機関との連絡調整
- 自立支援協議会の運営・・・等

委託料

## 相談支援体制の強化

### 市町村

指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

- 障害者・障害児等からの相談(交付税)

## 指定相談支援事業者

指定は都道府県知事

- 指定相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用計画の作成
  - ・モニタリング
- 障害者・障害児等からの相談

サービス等利用計画

## サービス等利用計画

【計画相談】

- 利用者からの相談/アセスメント・ニーズ把握
- 関係機関との連絡調整
- サービス担当者会議の開催
- サービス等利用計画の作成
- モニタリング/計画の見直し・・・等

個別給付

## 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

指定は市町村長

- 計画相談支援(個別給付)
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

地域移行支援・地域定着支援

- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)  
(都道府県/指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

- 居住サポート事業(補助金)  
(市町村/指定相談支援事業者等に委託可)

## 地域移行・地域定着支援

【地域相談】

- 【地域移行支援】
  - 入所施設、精神科病院等からの地域移行支援
- 【地域定着支援】
  - 常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談その他の支援

個別給付

## 指定一般相談支援事業者

(地域移行・定着担当)

指定は都道府県知事

- 地域相談支援(個別給付)
  - ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
  - ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
- 基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

障害児支援

## 障害児相談支援

【障害児相談】

個別給付

## 障害児相談支援事業者(児童福祉法)

指定は市町村長

- 障害児相談支援(個別給付)
  - ・障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助



# 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
<b>基幹相談支援センター</b> 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター)	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309カ所(H27.4)
<b>障害者相談支援事業</b> (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	(地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
<b>指定特定相談支援事業所</b> <b>指定障害児相談支援事業所</b> (特定事業所加算事業所)	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※ 24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。	地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数
<b>指定特定相談支援事業所</b> <b>指定障害児相談支援事業所</b>	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
<b>指定一般相談支援事業所</b>	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。9

# 重層的な相談支援体制

## <第3層>

C.地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
  - 地域の相談支援体制の強化の取組
  - 地域の相談支援事業所への専門的な指導助言、人材育成
  - 地域の相談支援機関との連携強化
  - 地域移行・地域定着の促進の取組
  - 権利擁護・虐待の防止
- 主な担い手⇒基幹相談支援センター、自立支援協議会

## <第2層>

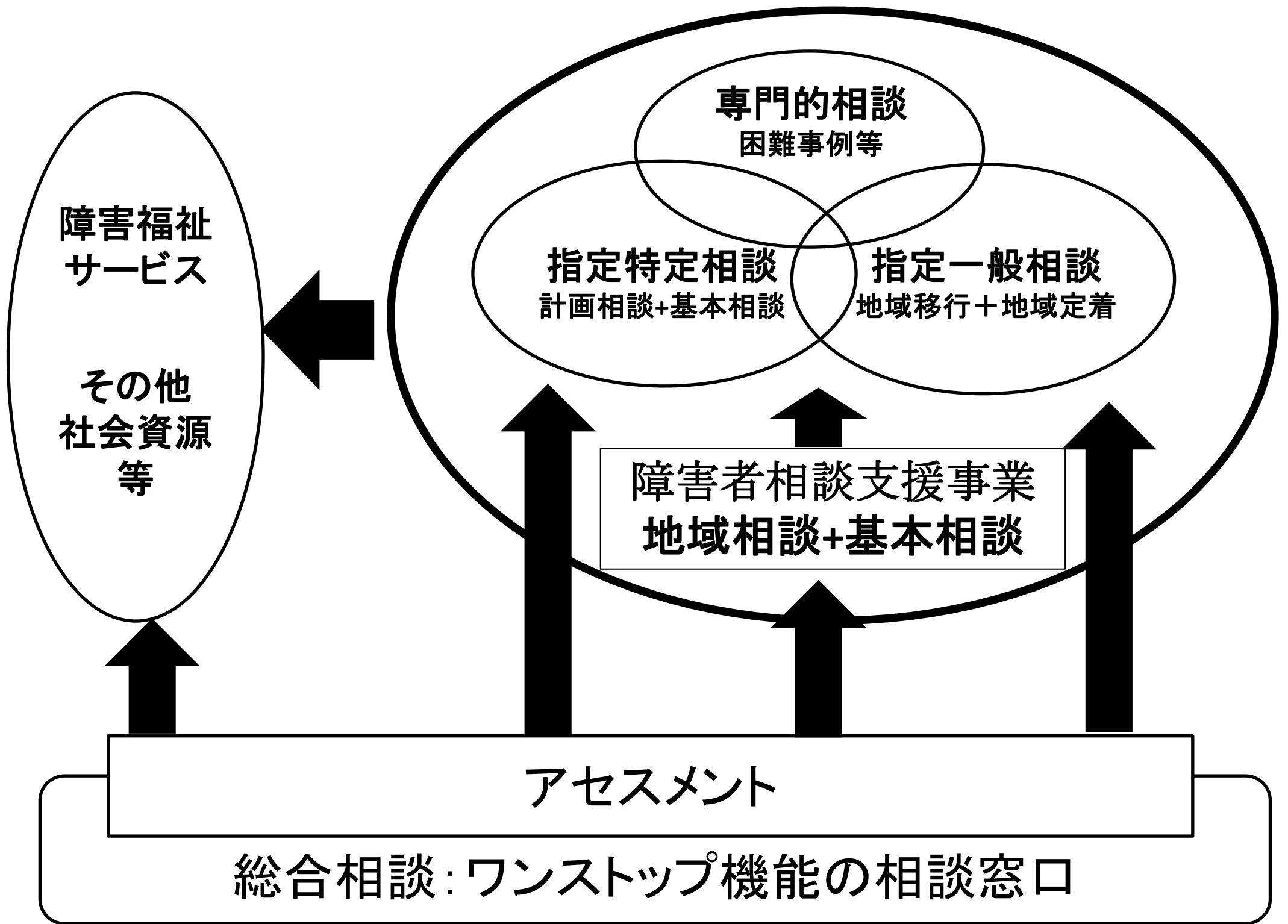
b.一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
  - 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
  - 社会生活能力を高めるための支援
  - ピアカウンセリング
  - 権利擁護のために必要な援助
  - 専門機関の紹介
- 主な担い手⇒市区町村相談支援事業

## <第1層>

a.基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談
  - 計画相談(サービス利用支援、継続サービス支援)
  - 一般相談支援(地域移行支援、地域定着支援)
- 主な担い手⇒指定特定・一般相談支援事業





### 指定特定相談

計画相談＋基本相談

### 指定一般相談

地域移行＋地域定着

連携

連携

連携

連携

連携

連携

### ①総合・専門相談



## 文京区障害者基幹相談支援センター



### 障害者相談支援事業 地域相談＋基本相談

- ・文京地域生活支援センターあかり精
- ・あくせす身知
- ・サポートセンターいちよう精
- ・エナジーハウス精
- ・ふる里学舎大塚/本郷身知
- ・地域プラザふらっと身知
- ・だんござかハウス相談支援係身知
- ・指定特定相談支援事業ふくらみ

- ・文京地域生活活動支援センターあかり精
- ・あくせす身知

- ◆ 地域活動支援センター
- ・文京地域生活活動支援センターあかり精
- ・エナジーハウス精
- ・みんなの部屋精
- ◆ 行政
- ・文京区予防対策課精 難
- ・文京区保健サービスセンター・本郷支所精 難
- ・文京区障害福祉課身知

あんしんサポート文京  
(権利擁護センター)

文京区障害者虐待  
防止センター

その他

専門相

②相談支援全体のコーディネート  
文京区障害者基幹  
相談支援センター